

令和2年11月25日（水）

令和2年度希少野生動植物種専門家科学委員会

○環境省（武藤） 大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中、当委員会に御出席くださいまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより令和2年度希少野生動植物種専門家科学委員会を開会いたします。

開会に当たり、連絡事項を申し上げます。本会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議システムにより開催いたします。いろいろと御不便をおかけすると思いますが、御理解よろしくお願いいたします。

また、この会議の様子は、ユーチューブチャンネルによりライブ配信を行います。このライブ配信は公開されております。

ウェブ会議中、委員の皆様は、全員カメラをオンとしたままとしてください。ただし、通信環境に著しく負荷が生じた場合は、カメラをオフとするお願いをさせていただく場合がございます。また、オンラインで御出席の委員の皆様は、御発言時のみマイク機能をオンとし、それ以外では周囲の音を拾わないよう、マイクをミュートに設定をお願いいたします。御発言の際は、お名前の横にある挙手のアイコンをクリックし、御発言する旨をお知らせください。挙手アイコンは、黒から青色に変わると挙手した状態になります。御発言の意思はこのマークで確認させていただきます。委員長から御指名がありましたら、マイクのミュートを解除してから御発言ください。御発言が終わりましたら、挙手アイコンを忘れずクリックし、青から黒に変えてくださるようお願いいたします。

本日の資料につきましては、委員の先生方に事前に電子データで送付しておりますが、事務局で画面上に同じ資料を掲載しながら進行いたしますので、御承知おきください。傍聴者の皆様におかれましては、本日の資料を環境省ホームページの希少な野生動植物種の保全のページにアップロードしておりますので、そちらを御覧くださるようお願いいたします。

それでは、本委員会の委員を紹介させていただきます。出席者名簿順に御所属とお名前を御紹介いたしますので、委員の皆様におかれましては、音声の確認も兼ねて一言ずつ御挨拶いただきますと幸いです。

それでは、東京女子大学名誉教授、石井信夫委員、よろしくお願いいたします。

○石井信夫委員 よろしく申し上げます。

○環境省（武藤） 大阪府立大学名誉教授・大阪府立環境農林水産総合研究所理事長の石井実委員、よろしくお願ひいたします。

○石井実委員 石井でございます。よろしくお願ひします。

○環境省（武藤） 公益財団法人山階鳥類研究所副所長の尾崎委員、よろしくお願ひいたします。

○尾崎清明委員 尾崎です。よろしくお願ひします。

○環境省（武藤） 神戸大学名誉教授の角野委員、よろしくお願ひいたします。

○角野康郎委員 角野です。よろしくお願ひします。

○環境省（武藤） 国立研究開発法人海洋研究開発機構特任参事の白山委員、よろしくお願ひいたします。

○白山義久委員 白山でございます。今日もよろしくお願ひします。

○環境省（武藤） 国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長の中静委員、よろしくお願ひいたします。

○中静透委員 中静です。よろしくお願ひします。

○環境省（武藤） 北海道大学大学院農学研究院教授の中村委員、よろしくお願ひいたします。

○中村太士委員 中村です。よろしくお願ひします。

○環境省（武藤） 日本動物園水族館協会専務理事の成島委員、よろしくお願ひいたします。

○成島悦雄委員 成島です。よろしくお願ひします。

○環境省（武藤） 筑波大学大学院人間総合科学研究科、吉田委員、よろしくお願ひいたします。

○吉田正人委員 吉田です。よろしくお願ひいたします。

○環境省（武藤） ありがとうございます。

続きまして、事務局の紹介をいたします。環境省のメンバーにつきまして、私のほうからまとめて御紹介いたします。

まず、環境省自然環境局局長の鳥居。

野生生物課から課長の中尾、課長補佐の笠原。

そして、希少種保全推進室から室長の山本、室長補佐の岡島、室長補佐の川瀬が出席し

ております。よろしくお願いいたします。

また、事務局の受注者として、一般財団法人自然環境研究センターに御参加いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、自然環境局長の鳥居より御挨拶を申し上げます。

○環境省（鳥居） 皆さん、どうもこんにちは。鳥居でございます。こういう形でオンラインで開催させていただきます。いろいろ不手際がありましたし、これからもあるかもしれませんが、御容赦いただければと思います。

今日のこの科学委員会は、議事1といたしまして、国内希少野生動植物種39種の追加でございます。これは、絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略において、2020年までに国内希少野生動植物種を300種追加するという目標を掲げてございますけれども、本日御議論いただく39種が指定されますれば、この目標は達成ということでございます。いろいろ課題はございますけれども、御審議をいただければと思います。

議事2は、ワシントン条約の附属書掲載種の分類変更があったことに併せまして、国際希少野生動植物種の変更を行うものでございます。

そして議事3、その他では、11月20日、先日の中央環境審議会から答申を受けました国内希少野生動植物種3種の保護増殖事業計画について、また、オガサワラシジミの生息域外個体群の繁殖途絶についての御報告をさせていただきたいと思っております。

限られた時間ではございますが、いろいろ御意見をいただければと思いますので、本日もどうかよろしくお願い申し上げます。

○環境省（武藤） 続きまして、座長の選出に移りたいと思います。

本科学委員会の座長は、前回同様に石井実委員にお願いしようと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○環境省（武藤） ありがとうございます。では、この後の議事進行につきましては、石井実座長、お願いいたします。

○石井実座長 皆さん、こんにちは。石井でございます。僭越ながら、また進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

コロナ禍の中で、今回はオンラインで開催させていただいております。私は環境省の第一会議室で皆さんと一緒にいるということで、私の前に鳥居局長がおられて、周りに環境省のメンバーがおられるということもありまして、私一人、マスクを着用させていただき

ます。失礼いたします。

本日の部会ですけれども、ユーチューブチャンネルでライブ配信するというので、報道関係者とか一般の方が御覧になっていきますので、この辺を御留意いただきたいと思えます。それから、会議資料ですけれども、公開となります。議事の内容を了承いただく際には、画面に向かって手で丸をつくらせていただき議決を取りたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

今日の議題は先ほど局長からあったとおりでございまして、一番重要なところが国内希少野生動植物種の選定、そして国際希少野生動植物種の変更でございまして。そして、その他で4件ほど報告があるということでございます。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思えます。

最初の議題は、国内希少野生動植物種の選定についてということで、岡島室長補佐から御説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○環境省（岡島） 希少種保全推進室の岡島と申します。どうぞよろしくお願ひします。

資料を共有させていただきます。

まず、資料1-1でございまして。国内希少野生動植物種の選定につきまして、まず指定状況について簡単に御説明させていただきます。

環境省では、種の保存法に基づく希少野生動植物種保存基本方針、また、平成26年に策定した絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略、また、野生生物小委員会でお示しさせていただいた新規指定等に関する基本的な考え方に基づきまして、これまで絶滅のおそれのある種の実態調査等を行いまして、種指定の検討を進めてきたところでございまして。現在、356種を国内希少野生動植物種として指定をしております。

一方、先ほど説明しました保全戦略におきまして、2020年、今年までに国内希少野生動植物種を300種追加指定することを目標に掲げてございまして、今回その年に当たるところでございまして。今回、新規指定としてアカモズなど39種について国内希少野生動植物種に指定したいと考えてございまして、それを合わせますと全体で395種となりまして、300種の目標を達成する見込みとなっております。

では、その39種それぞれ個別の種について、また、国民提案種もございましたので、資料1-2、資料1-3で、簡単ではございますが、説明させていただきます。

資料1-2でございまして。まず全体の概要ということで、表1は動物についてまとめております。動物につきましては、鳥類が1種、昆虫が2種、そして陸産貝類が18種、計21

種を追加候補種として上げさせていただいております。鳥類、またチョウにつきましては卵も併せて指定するというごさいます。

続きまして、表2に植物を載せております。全部で18種となりまして、このうちヤシャイノデ、ウスギワニグチソウ、ウロコノキシノブ、オニコナスビ、最後にキタダケキンポウゲの5種につきましては、繁殖技術が確立されていること、また、市場に流通している実態がごさいますことから、特定第一種に指定しようと考えております。

また、一番下ですけれども、ヤクシマソウにつきましては学名が変更されたということ、今回併せて政令のほうを改正させていただきたいと思っております。

続きまして、個別の種の説明に入らせていただきます。

まず、鳥類でごさいます。

アカモズでございまして、絶滅危惧 I B、ENでごさいます。南サハリンから日本において繁殖しており、東南アジアで越冬するというごさいます。自然の草地や農耕牧草地を好みまして、灌木に営巣する。また、海岸沿いの防風砂防林にも生息するというごさいます。存続を脅かす要因としましては、そうした繁殖に適した場所が開発により減少したことが最大の要因と推察されます。また、越冬域における生息環境の収奪も要因になっているのではないかという可能性もごさいます。そういうことから、このアカモズを指定するというごさいます。

続きまして、昆虫2種類でごさいます。

まず、タイワンタイコウチでごさいます。こちらは絶滅危惧 I A類というごさいます。国内では沖縄県のほうに分布しておりまして、湖沼開発や湿地開発などの開発行為で個体数を減らしているほか、農薬汚染による減少も指摘されております。こちらのタイワンタイコウチですけれども、2020年のレッドリストの見直しにおきまして、個体数が激減しているということで、ランク外から絶滅危惧 I A、CRに見直しが行われております。

続きまして、3. タカネヒカゲハヶ岳亜種でごさいます。こちらも絶滅危惧 I A類で、固有亜種でごさいます。長野県に分布しておりまして、稜線部付近のハイマツと高山植物が斑状に分布する岩礫地で形成された風衝草原のなだらかな窪地に生息するというごさいます。登山者などによる植生の踏みつけとか捕獲採取などもされていると。また、温暖化による植生への変化も指摘されているところごさいます。

続きまして、貝類でごさいます。

まず、サダマイマイですけれども、絶滅危惧Ⅰ類、日本固有種です。分布域は宮崎県でございまして、開発に伴う生息地の減少、そういったことに伴う林縁部の乾燥化、また、愛好家による捕獲などによって個体数を減らしているところでございます。

続きまして、5. ナルトギセル。5から14までがキセルガイ科になります。いずれも絶滅危惧ⅠA類、またはⅠ類であり、いずれも日本固有種、または日本固有亜種になります。キセルガイ科のうち、5. ナルトギセル、6. オオイタシロギセル、7. ニシキコギセル、8. ハナコギセル、9. マルクチコギセル、10. カスガコギセル、11. アズママルクチコギセル、12. タケノコギセル、13. リュウキュウギセル、いずれも開発等に伴う生息地の減少、そして愛好家による捕獲によって個体数を減らしているということで、捕獲規制をするのが効果的と考えております。

残るキセルガイ科のうち14. イトヒキツムガタノミギセルにつきましても、沖縄県に分布しておりまして、存続を脅かす要因ですけれども、ケラマジカとかイノシシといった国内移入種によりまして林内が荒廃したことによって、結果的に個体数を減らしているということで、こちらにも指定を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、15. ハハジマキセルモドキ、そして16. チチジマキセルモドキ、17. ヒラセキセルモドキ、18. オガサワラキセルモドキ、19. ニシキキセルモドキ、こちらはいずれもキセルモドキ科でございまして、絶滅危惧Ⅰ類に指定されており、日本固有種、または日本固有亜種でございまして、そのうち15. ハハジマキセルモドキから18. オガサワラキセルモドキにつきましても、小笠原諸島に分布してございまして、存続を脅かす要因としましては、開発等に伴う生息地の減少、ネズミなどによる捕食、また、ニューギニアヤリガタリクウズムシが侵入しているところにつきましてもその被害も受けているところでございます。

また最後、19. ニシキキセルモドキですけれども、沖縄県に分布しているキセルモドキ科の一種でございまして、こちらにつきましても、開発等に伴う生息地の減少、また愛好家による捕獲でかなり数を減らしてきているということでございます。

続きまして、20. オガサワラオカモノアラガイ、21. テンスジオカモノアラガイの2種ですが、いずれも小笠原の陸産貝類ということで、絶滅危惧Ⅰ類、そして固有種でございまして、小笠原諸島の比較的標高の高い森林の葉の裏などに付着して生活してございまして、存続を脅かす要因としましては、過去におきましては開発等に伴う生息地の減少、近年におきましては、先ほどもあったニューギニアヤリガタリクウズムシとか、それ以外の

貝食性のプラナリア、クマネズミなどの捕食があるほか、気候変動による乾燥化も指摘されているところがございます。

以上が動物の指定候補種でございまして、続きまして、植物の説明に移らせていただきます。

まず、22. キタカミヒョウタンボクでございます。こちらは絶滅危惧 I B 類、固有変種でございますが、岩手県に分布してございまして、亜高山帯の林床に生育するというので、開発に伴う生育地の減少、また採取で数を減らしているところがございます。こちらにつきましましては、近縁のクロブシヒョウタンボクを既に国内希少野生動植物種に指定しておりまして、それに続く指定でございます。

続きまして、23. コウリングクでございます。絶滅危惧 I B というので、九州北部に分布してございまして、火山性高原の丘陵地や低山地の草原に生育する。存続を脅かす要因につきましましては、草地の開発とか、そこの管理の放棄で減少が確認されているところがございます。

続きまして、24. イヘヤヒゲクサでございます。絶滅危惧 I A 類で、国内では沖縄県に分布してございまして、山地のリュウキュウマツの疎林に生育してございまして。存続を脅かす要因ですけれども、開発に伴う生育環境の変化によって分布域を減らしてございまして。

続きまして、25. ヤシャイノデでございます。絶滅危惧 I B 類。分布域ですが、神奈川県、山梨県、長野県に分布してございまして、山地の林縁に生育するというのでございまして。存続を脅かす要因ですけれども、園芸採取による個体数の減少といったものがございまして。一方で、こちらは地元で保全活動も進められている種でございまして、活動の後押しになるような働きができればと考えております。

続きまして、26. シムライノデでございます。絶滅危惧 I A 類。関東地方などに分布をしておまして、低地の山林の林床に生育するというのでございまして。存続を脅かす要因は森林伐採と書かせていただいておりますけれども、生育地が限られている中で、その生育が知られていない状況で森林伐採が行われてしまったという過去の経緯がございまして、個体数を減らしてしまっております。そういったことを受けて、2020年のレッドリストの見直しで EN から CR になったという経緯がある種でございます。

続きまして、27. アマクサミツバツツジでございます。絶滅危惧 I B 類、固有種でございます。熊本県の海岸沿いの山地に生育するというので、採取による減少、また、近縁種との交雑も指摘されている種でございます。

続きまして、ヒュウガタイゲキでございます。絶滅危惧ⅠA類、日本固有亜種で、宮崎県の丘陵地の草原に生育する。存続を脅かす要因につきましては草原・草地の管理放棄などが上げられておりまして、分布域が限られてきている種でございます。

続きまして、29. ヨナグニノシランでございますが、絶滅危惧ⅠA類で、国内では沖縄県の山地常緑樹林の林床に生育するというので、採取が見られているほか、また、分布域が限られてきている種でございます。

続きまして、ウスギワニグチソウでございます。絶滅危惧ⅠB類。国内では福岡県、長崎県に分布しておりまして、林床や草原に生育する。開発、採取が見られる種でございます。

続きまして、31. ミズズランでございます。絶滅危惧ⅠA類で、東北地方から中部地方に分布する亜高山帯の針葉樹林の林床に生育する植物でございます。開発で減少しているほか、踏みつけ、シカ食害も減少要因として指摘されているものでございます。

続きまして、32. ウロコノキシノブでございます。絶滅危惧ⅠA類。中国地方に分布する植物で、林内の岩の上とか樹幹に着生するものでございます。こちらの存続を脅かす要因は園芸採取でございます。現在、長野県の希少野生動植物種に指定されているところではございますが、違法採取がなかなかおさまらないということで、今回、国内希少野生動植物種に指定することで保全の強化を図りたいと考えております。

続きまして、33. オニコナスビでございます。絶滅危惧ⅠB類、日本固有種で、分布域は九州地方の溪流沿いの林縁・林内に生育する種で、減少要因としましては、開発に伴う生育地の減少によって分布域が限られてきてしまっているということでございます。

続きまして、34. コウライブシでございます。絶滅危惧ⅠA類でございます。国内では西日本に分布して、低山の林縁・林内に生育する種でございます。こちらにつきましては、開発、採取のほかシカの食害が懸念されていて、個体数を減らしているということでございます。

続きまして、35. タカネキンポウゲでございます。絶滅危惧ⅠB類、日本固有亜種でございます。中部地方の高山帯、湿った礫地に生育するというので、こちらも採取のほか、登山者による踏みつけなどが行われてございます。

36. キタダケキンポウゲ、絶滅危惧ⅠB類、日本固有種でございます。山梨県に分布する種で、高山の砂礫地に生育するものでございます。減少要因としましては、踏みつけ、シカ食害が指摘されているところでございます。近縁種のヤツガタケキンポウゲが昨年度

指定されておりました、それに続く指定ということでございます。

37. イラブナスビ、絶滅危惧 I A類でございます。国内では沖縄県の海岸沿いに生育して、分布域が極めて限られており、数が減少しているということでございます。

38. ツシマノダケでございます。国内では長崎県に分布しております、山地の林縁・林内に生育する種でございます。こちらはシカの食害が存続を脅かす要因として指摘されてございます。

最後ですけれども、タカクマムラサキ、絶滅危惧 I A類でございます。国内では宮崎県、鹿児島県に分布しております、山の湿潤斜面に生育する種でございます。土地の造成、採取のほか、管理放棄による減少ということになっております。

植物につきましては、繰り返しになりますが、繁殖技術が確立されているもの、また、市場に流通している実態があるものとして、ヤシャイノデ、ウスギワニグチソウ、ウロコノキシノブ、オニコナスビ、キタダケキンポウゲの5種が特定第一種として指定を検討しているところでございます。

また、今回、科学委員会におきまして候補種を出す前段階としまして、非公開による専門家からの意見聴取を行っております、8月5日に実施しております。今回の39種についていただいた御意見を資料にまとめていますので、併せて御紹介させていただきます。

続きまして資料1-3をご覧ください。

資料1-3、国内希少野生動植物種の提案制度に基づく状況について御説明させていただきます。資料は概要を載せておりますが、1ページの最後、(5)提案種への対応状況ということで、簡単に説明をさせていただきます。

募集を開始した平成26年度から昨年末までの間に、59種、延べ74件の提案を受け付けております。このうち昨年に受け付けたのは1種1件でございます。これまでの指定状況ですけれども、59種のうち20種につきましては国内希少野生動植物種に指定したところでございます。また、今回の候補種としては、植物のツシマノダケを指定の俎上にのせているということでございます。

また、残る39種ですけれども、このうち8種は、絶滅のおそれが低いことから現時点では指定しない方針としておまして、それ以外の31種につきましては、昨年度提案を受けた1種も含めて引き続き検討しているということで、併せて御紹介させていただきます。

また資料1-1に戻っていただきまして、今後についてでございます。今回39種候補とさせていただきますが、国内希少野生動植物種の指定につきましては、その有効性等を

検討して、引き続き進めてまいりたいと考えております。特に特定第二種国内希少野生動物種につきましては、昨年度3種を先行指定したところですが、今年度は指定をしておりません。今年度は先行指定した3種のフォローアップを行いまして、どのように特定第二種の保全を進めていくかを含めまして、次年度から本格的に指定の検討を進めてまいりたいと考えております。また来年度の科学委員会で皆様から御意見をいただければと考えております。

また、最後に米印で書かせていただいておりますけれども、平成29年の法改正におきまして、国会の附帯決議におきまして、2030年までに700種を指定することを求められております。こういったことも踏まえまして、今後も種指定につきましては、保全の在り方も含めてどのような種を保全していくのか、指定していくのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○石井実座長 御説明ありがとうございました。

たびたびシステムダウンしまして、申し訳ないです。継ぎはぎですけれども、多分説明は全部つながったと思っておりますが、ここをもう1回やってくださいということがあったら、委員のほうから発言をお願いしたいと思います。

一気に39種、今回の候補種を御説明いただきました。冒頭にも説明があったとおりですけれども、2013年の前回の種の保存法の改正のときに、国会の附帯決議で2020年までに300種を追加するというので、これは厳密には2020年度ではなくて2020年だそうで、12月31日までということですのでけれども、389種まで選定するということです。ただし二種は除くとなっているようなので、今回、余裕を見て395種になる予定ということで御説明いただいております。たびたび中断して分かりにくかったかもしれませんが、システムのことで申し訳なかったのですが、今回の事務局から御提案の39種の国内希少野生動物種の指定について、委員の皆さんから御意見、御質問を受けたいと思います。

尾崎委員、お願いいたします。

○尾崎清明委員 ありがとうございます。ちょっと質問です。資料1-2の表1、アカモズが表になっているところですが、右に「卵・種子の指定」という欄があって、丸印があって、下のタカネヒカゲも丸印がある。下にアスタリスクがついていて、鳥とチョウ目は政令で一括指定されていると書いてあるのですが、私、この内容をよく知らないのですが、教えていただければありがたいです。

その上での話ですけれども、前回、今年2月ですか、356種になったときに7ページぐらゐのパンフレットを出されて、今それをネットで見ているんですけれども、それを見ると、鳥のほうには卵の印がないんですね。チョウのほうには確かに赤い星印がついていて、採取規制がある種に印がついているんですが、何か統一されていないのかなと思って。鳥が全部指定でチョウも全部指定であれば、同じような表示になっていいのかなど。その資料が今そちらで見られるかどうか分かりませんが、その「卵・種子の指定」について教えてください。よろしくお願いします。

○石井実座長 ありがとうございます。お答えは後で一括でさせていただきたいと思います。

次に吉田委員、お願いいたします。

○吉田正人委員 説明の中で、小笠原の陸産貝類について、既に天然記念物なので、捕獲規制はかかっているのに、何か保護増殖事業などが行われていかないとプラスアルファの指定の意味がないのではないかという御指摘がありましたけれども、これについてはどのようにされていくのかが1点です。

2点目は、シムライノデが特徴的なのですけれども、非常に識別が難しい目立たない植物なので、知らない間に伐採してしまったということがありましたが、こういった目立たない植物について、山林所有者などに対してどのような情報提供をして絶滅を防いでいくのか。その2点について伺いたいと思います。

○石井実座長 ありがとうございます。

石井信夫委員、お願いします。

○石井信夫委員 ありがとうございます。私のコメントは要望なのですが、資料1-1の今後についてで、指定の有効性を今後も検討するとありますけれども、これは新しい種の指定が主だと思うんですが、既に指定された種について、指定のカテゴリーが妥当であったかとか、指定によって保全の効果が上がったかとか、すぐには分からないかもしれませんが、そういう評価をするプロセスが今は余りはっきりしないようなので、そういうことを意識的につくってほしいということです。

一般からの提案でも、昨年度から、選定してほしいというほかに、解除とか、カテゴリー変更の提案もできることになっていますが、これだけ指定種の数が増えてくると、必要性が紛れてしまうこともありますので、同じようなことを選定の検討会の中でも、今まで指定された種にどういう効果があったかという評価とか、必要によっては見直しをすると

いうプロセスを意識的につくっていただきたいなど。既にある場合は私が知らなかっただけかもしれませんが、そういうプロセスを考えていただきたいと思います。要望です。

○石井実座長 ありがとうございます。

角野委員、お願いします。

○角野康郎委員 今、石井委員が今後についてということで御意見を言われました。私は特定第二種の指定について確認します。「次年度から本格的に指定予定。昨年度、先行指定した3種のフォローアップを行いつつ」と書いてありますが、来年度から指定するために、現在どの程度フォローアップが進んでいるのか。効果の検証、あるいはどういう課題が浮かび上がっているのかについて知りたく思います。

特定第二種の指定は、里地里山で絶滅危惧の状態にある動植物の保全を後押しする、保全活動を後押しすると言ってもいいですが、そういう趣旨だったと思います。そのあたりはどの程度検証が進んでいて、我々にその結果の報告と、意見を述べる機会はあるのか、その辺を環境省に伺います。

○石井実座長 ありがとうございます。ほかはよろしいですね。

では、質問を尾崎委員、吉田委員、角野委員からいただきまして、要望を石井信夫委員からいただいたということでございます。事務局から順番にお答えください。

○環境省（岡島） まず、尾崎委員からの御意見の鳥類の卵の指定でございますが、現在、法令上、鳥類につきましては、国内希少野生動植物種に指定されますと自動的に卵のほうも指定されるということでございます。パンフレットでございますが、もし今お手元にございましたら見ていただければと思うのですが、鳥類は今44種が指定されていますけれども、そこに星印がついています。こちらは卵が指定されているという意味ですけれども、鳥類については一括して全て指定されているということで、種ごとにマークをつけるのではなく、「鳥類」の部分に星印のマークをつけてございます。

続きまして、吉田委員の御意見の小笠原の陸産貝類でございますけれども、こちらにつきましては、世界遺産の保全管理として、国内希少野生動植物種に限らず保全を進めているというふうに承知しております。こういった現状もございまして、改めて国内希少野生動植物種に指定することで、また保護増殖事業計画に追加していくことで、さらに保全を進めてまいりたいと考えております。

また、シムラノイデにつきましては、不幸にも生育地が知られていないことで個体数を減らす事態になってしまったということで、国内希少野生動植物種に指定することで、そ

ういった周知もしっかりと行ってまいりたいと考えております。

続きまして、角野委員の特定第二種のフォローアップの状況でございます。現在、タガメ、トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコにつきまして、保全の状況とか、どういうふうに保全をしていくべきかという手引を作りたいと考えております。そういった里地里山にいる種を保全するに当たりましては、地域に住まわれている方の協力なしにはなかなか難しいところもございますので、そこで統一的な保全方法を示していきたいと考えておりますし、また、そういった活動を後押しできるメニューにはどんなものがあるのかを今整理しているところでございます。また科学委員会等におきまして、そういった状況について御報告し、御意見をいただきたいと考えております。

また、石井信夫委員から御要望ということでもいただきましたけれども、保全の効果検証につきましては、御指摘のとおり重要なことだと我々も認識しておりますので、こういった形でできるか、検討をしてみたいと考えております。

○石井実座長 御説明ありがとうございました。

委員の皆さん、今のような御説明でしたが、よろしいでしょうか。追加の御質問等ございますか。

特にはないですね。そうしましたら、御提案の39種でございますけれども、本科学委員会としても、提案どおり国内希少野生動植物種に指定することを妥当と認めてよろしいでしょうか。それから、1種の学名変更がございましたけれども、併せてお伺いしたいと思います。

では、39種の指定、1種の学名変更、お認めいただけますでしょうか。

(異議なし)

○石井実座長 では、御了解いただいたということにさせていただきます。39種の指定、1種の学名変更を妥当ということにしたいと思います。

では、議事2でございます。国際希少野生動植物種の変更について、まず事務局の笠原課長補佐からお願いします。

○環境省（笠原） 野生生物課の笠原でございます。

資料2、国際希少野生動植物種の変更を御覧いただければと思います。

まず、今回の変更についての背景でございます。種の保存法においては、国際的に協力して種の保存を図るとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く）を国際希少野生動植物種として定めております。そしてその国際種につい

て、譲渡し等について規制をしているところです。今回、ワシントン条約の附属書掲載種について、分類及び学名変更等があったことから、この附属書に従って種を定めております種の保存法施行令別表に記載している種についての分類及び学名を見直すこととしたものです。

2. 改正の概要でございます。2019年8月に第18回ワシントン条約締約国会議で附属書の改正が行われました。それを踏まえまして、種の保存法の施行令の一部を改正する政令を施行しております。この日以降に、附属書に掲載されている種で、分類に関する知見の蓄積により種の学名変更等がなされたものについて、附属書に従って種を定めている施行令別表の分類及び学名を見直すこととするとともに、別表に必要な修正を行うこととしております。

種の保存法の施行令については、別表を次ページに掲載しておりますけれども、別表第1の表1と表2、第2の表1と表2のところに、渡り鳥等保護条約に基づく種の保存法制定以前における日本からの通報種（別表第1表1）、国内希少野生動植物種（別表第1表2）、渡り鳥等保護条約による通報種（別表第2表1）、ワシントン条約附属書掲載種のうち今まで申し上げたものいずれにも分類されないもの（別表第2表2）に規定しております。これらについて、施行令別表の除外規定や呼称等の一貫した整理がなされるように、法の執行上必要な修正も行うこととしております。

次に、施行の適用日でございますが、現行の種の分類又は学名の記載が見直されるのみである種に係る法の適用日につきましては現在の種と同日として、分類変更によって規制対象範囲が拡大した種については、これまでも規制対象であった個体群の法の適用日は現行の適用日と同日、新たに規制対象となった個体群の適用日については本政令の施行日とするものです。また、新たに追加された種の法の適用日については、本政令の施行日とすることとさせていただきたいと思っております。

3 ページに（別紙1）改正対象一覧を準備しておりますので、御覧いただければと思います。今回の種の保存法の別表の改正対象はこちらに記載されているとおりになります。

改正の理由については①から③に分けておりまして、①は、分類変更により、ワシントン条約の附属書Iが改正されたことに伴い変更を行うものです。②は、①のうちワシントン条約附属書Iに掲載されていない個体群について、登録対象個体群を定める別表第7に追加して登録の対象とすることで、種の保存法の譲渡し等の禁止の対象から除外する手当てをするものです。③については、施行令別表の除外規定や呼称等、一貫した整理がなさ

れるように、法の執行上の必要な修正を行うものとしています。

表1に今回追加する国際希少野生動植物種一覧ということで2種挙げさせていただいております。改正理由は③になります。

表2に17種挙げておりますけれども、こちらは、今回分類、学名及び和名が変更になる国際希少野生動植物種一覧になっております。

次のページの表3については、今回登録対象個体群を追加し、又は学名を変更する国内希少野生動植物種一覧ということで4種挙げさせていただいております。

以上が今回の国際希少野生動植物種の変更になります。

○石井実座長 御説明ありがとうございました。

これもまた少し途切れまして、すみませんでした。それでは、ただいまの御説明ですが、御意見、御質問等あったらお受けしたいと思います。

今のところ特に御質問はないようですけれども、よろしいですか。主には分類変更、学名の変更に伴うということでございます。

ないようでしたら、事務局の御提案のとおりですけれども、本委員会としても変更することを妥当とお認めいただけますでしょうか。

(異議なし)

○石井実座長 ありがとうございます。一応満場一致ということになっていると思います。今回の国際希少野生動植物種の変更について妥当とお認めすることにしたいと思います。

以上までが審議事項になっておりますけれども、その他の報告に参りたいと思います。1つずつ順番に説明をお願いいたします。川瀬室長補佐からお願いします。

○環境省(川瀬) 希少種保全推進室の川瀬でございます。

それでは、資料に沿って報告させていただきます。まず、資料3-1、ミヤコカナヘビ、フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ保護増殖事業計画策定ということで、今回、11月11日に野生生物小委員会が開催されまして、この3種についての保護増殖事業計画の策定が審議されまして、先週20日に答申がなされております。その3種についての説明を順次していきたいと思っております。

間もなく資料を提示したいと思います。先に説明を進めさせていただきたいと思っております。これまで64種に対して51の保護増殖事業計画を策定してまいりまして、今回3年ぶりに3種追加をすることになってございます。最初に説明するミヤコカナヘビについては、

爬虫類では初めての策定になります。

今回のミヤコカナヘビについては、日本動物園水族館協会さんとの連携の中で域外保全にも取り組んでいただいたものでございますし、また、後ろの2種は昆虫ですけれども、各昆虫館の皆様、全国昆虫施設連絡協議会というのがございますけれども、そちらとの連携の中で域外保全も同時に進めてきているものでございます。

すみません、お待たせいたしました。改めて説明させていただきます。資料3-1は報道発表の資料ですので、続きまして順番に1種ずつ、資料3-2、ミヤコカナヘビから説明させていただこうと思います。

ミヤコカナヘビについては、名前のおり宮古諸島に固有の種でございます、写真で見ただけで分かりますように、一様に鮮やかなグリーンをしております、尻尾が非常に長く、体長の75%を占めているという非常に特異な種でございます、過去にはペットとしても重宝されてきたものでございました。

2016年に国内希少種に指定されまして、分布域としては宮古島市の各諸島ということになってございます。

存続を脅かす要因ということで、開発、農薬散布、外来種、特に宮古諸島においては国内外来種のニホンイタチ、インドクジャク等による捕食、それから採集、乱獲というものがございます。

それでは1つずつ、簡単にではございますけれども、計画の中身について御紹介いたします。今回、答申版ということで、まだ確定ではございませんけれども、早ければ来月には策定となっております。まず、ミヤコカナヘビについては、環境省単独の策定になってございます。冒頭、事業の目標に書いてございますように、先ほど申し上げたように草地に生息してございまして、宮古諸島のどこでも普通に見られておりましたけれども、現在は過去に確認されていた地点の多くで生息が確認できていなく、個体数の激減が懸念されています。

目標の2パラ目に書いてございますように、最終的には本種が自然状態で安定的に存続できる状態にすることが目標として置かれてございます。

また、別途、現時点ではなかなか知見が少ないところはございますが、3パラ目にございますように、この保護増殖事業計画に基づいて、下位の計画として実施計画等を定める。個別の目標をそこでも定めて、個別具体的な事業についてもそこで詳しく決めていくということで位置づけをしております。

事業の区域については宮古諸島、それから人工繁殖等を行う区域となっております。

事業の内容につきましては、生息状況等の把握がまず第一でございます、個体の分布域、生息数等についての調査を引き続き実施していくということでございます。

それから、(3)減少要因の把握ということで、本種についてはクジャクとかニホンイタチ等の影響も考えられますので、こちらの実態把握を進めていくということで書いてございます。

それから、2については生息地における生息環境の維持ということで、草地環境を好むということ、それから、比較的近くに森林がある状況、林縁部の草地を好むというのもよく分かってきておりますけれども、そういった好適環境の解明、把握をしていくということがここに書いてあります。そういった好適環境が把握できた上で、生息環境の回復・創出も具体的に検討していくことになってございます。

それから、3、飼育下繁殖及び野生復帰の実施ということで、今現在、J A Z Aさんとの連携の中で、円山動物園と上野動物園の2館で飼育下繁殖にも取り組んでいただいております、技術的には安定的に累代飼育をしていただいている状況でございますので、繁殖技術についてはほぼ確立されてございます。

一方で、野外からきちんとファウンダーを確保して、そのファウンダーから保全個体群、保険個体群をきちんと位置づけた上で、飼育下個体群を維持・増殖していくということで今現在進んでいるところでございまして、将来的には宮古諸島の中で野生復帰をさせることも含めて検討している状況でございます。

4が違法捕獲の防止、5が普及啓発の推進となっております。

ミヤコカナヘビといいますけれども、実は宮古諸島の市民の皆さんも、3分の2の方は今まで認知していなかった状況がございました。そういった状況も踏まえて、宮古島の住民の皆さんにまずは知っていただくということで、先週からミヤコカナヘビの生体展示を市の施設をお借りして実施してきておりました。環境省とJ A Z Aの主催になりますけれども、そこに宮古島市、それからWWFさんにも御協力いただいて実施しております、まだ今現在開催中ですが、これまで5日間で延べ961人来場をいただいております、かなり好評を博していると考えております。まずは宮古諸島、宮古島の人に認知していただいて、各園館で飼育して増えている部分もございまして、将来的には諸島以外の各園館でも公開がされると、その中で宮古島の生物多様性の豊かさを伝えるような流れに持っていきたいと考えてございます。

最後は効果的な事業の推進ということで、各縣市も含めて連携していくということで、連絡会議をちょうど先週開いたところでございます。宮古島のみでの保護増殖事業計画という意味では初めての策定となりますし、爬虫類でも初めてということで、まずは宮古島のシンボリックな種として保全を図っていきたいと考えてございます。

以上がミヤコカナヘビです。

続きまして、2種類目のフサヒゲルリカミキリについて説明させていただきます。

フサヒゲルリカミキリについては、写真にございますように、触覚に房状のものがついているということで、特徴的な種になってございます。また、寄主植物がユウスゲで、ユウスゲに寄主をしていくのが特徴でございます。

分布域に書いてございますが、かつては北海道から本州、広く分布をしておりましたけれども、2000年代以降では長野県と岡山県に限定され、2020年、今現在では、確実に生息が確認されているのは岡山県のみという状況になってございます。

存続を脅かす要因としましては、草地・湿地環境の変容、開発、シカの増加による食草への食害、乱獲等が指摘されてございます。特に岡山県の生息地にはなりますけれども、日本チョウ類保全協会等により生息環境の維持・創出などの取組が実施されてきております。また、域外保全については、昆虫施設との連携の中で、現在は足立区生物園、それから伊丹市昆虫館さんのほうで域外保全に取り組んでいただいている状況でございます。ただ、このフサヒゲルリカミキリについては、越冬技術の確立がなかなか難しいということで、飼育下での個体群の累代飼育には現在至っていない状況でございます。

計画の中身については、農林水産省と環境省の2省での共同策定ということになっております。これは、生息地の近傍に国有林があること、それからシカ対策という側面がございますので、2省での策定になってございます。

第1の目標に書いてございますように、自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標として置いてございます。

区域については、中国地方の本種の分布域、それから人工繁殖等を行う区域となっております。

事業の内容については、先ほどのミヤコカナヘビと骨格はほぼ同じでございます。まず1が生息状況の把握ということで、種の生息域、生息数等の把握をしていく。それから、(3)に少し書いてございますが、草地環境の維持という意味で現地で行われている山焼きとの関係性もございまして、山焼きがよいほうに働いているのではないかという示唆もご

ございますけれども、そういった関係性についても調査をしていくということで書いてございます。

それから、2が生息地における環境の維持、改善ということで、ユウスゲが寄主植物でございますので、ユウスゲの周囲の草刈りとか火入れが適切な方法ではないかということで、そういった管理を行うということ、それからニホンジカの対策を実施すると書いてございます。また、場合によってはユウスゲは各地にあるのですけれども、使われやすいようなユウスゲ群落を増やしていくということも記載してございます。

それから、域外保全については、先ほども申し上げましたが、足立区生物園さんと伊丹市昆虫館さんで今現在取り組んでいただいておりますが、まずは累代飼育の繁殖技術を確立していくのと、場合によっては将来的に野生復帰も見据えて、飼育下個体群を維持・増殖させていく計画になってございます。

4、5、6については先ほどと同様になります。連携という意味では、チョウ類保全協会、それから真庭市さん、足立区生物園さん、その3者で環境省の生物多様性の支援事業の交付金も活用いただいて、このフサヒゲルリカミキリの保全に当たっていただいている状況でございますので、そういった民間・自治体の活動も後押しをしてまいりたいと考えてございます。

以上が2種目のフサヒゲルリカミキリになります。

3種目のウスイロヒョウモンモドキについて説明を移らせていただきます。

資料の写真にございますように、全体的にレンガ状の斑紋が特徴的な種でございますので、海外にも生息しておりますが、現在の分布域としては、過去には中国地方に広く分布しておりましたけれども、今現在は岡山県と兵庫県のみとなっております。かつ兵庫県の生息地については、自然発生をしているかどうかという点ではかなり厳しい状況になってございます。

存続を脅かす要因としましては、草地環境の変容、開発、シカの増加による食草や吸蜜植物への食害、乱獲等が指摘されております。

それでは、計画内容に移らせていただきます。こちらの計画につきましても先ほどと同様、生息地近傍に国有林があること、それからシカ対策という側面がございますので、農林水産省と環境省、両省の共同策定となってございます。草地環境の変容、ニホンジカの食害等により生息数が激減しているということで、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標に置いてございます。

事業の区域については、今現在、近年まで生息していた地域が幾つか複数ございましたので、そういった市町村さんに保全団体もございますので、そういった取組を後押しする意味でも区域を設定してございます。

事業の内容については先ほどと同様になります。1が生息状況の把握。特にこちらについては、幼虫の食草がオミナエシとかカノコソウ、あるいは成虫の吸蜜植物がオカトラノオ等という部分に分かってございますので、そういった食草、吸蜜植物に注目しながらモニタリングしていく計画になってございます。

それから、生息環境の維持、改善といった意味でもそういった食草等に着眼して環境を創出していくという記載がございますし、また、ニホンジカ対策も同時に進める計画になってございます。

域外保全につきましては、今現在、箕面公園昆虫館さんと伊丹市昆虫館さんで生息域外保全に取り組んでいただいておりますので、こちらの種については民間で既に飼育が進んでいた部分もございましたので、この2園館で順調に飼育下繁殖が進んでいる状況でございます。場合によっては、生息が確認されなくなった地域に野生復帰をしていくという計画になってございます。

4、5、6については先ほどと同様になります。各地域に保全団体がございます。活動されている方がかなり高齢化されているという部分はございますけれども、そういった地域の保全団体の活動を後押ししていく形でも、この種については保護増殖を進めてまいりたいと思っております。

以上が3種の計画策定になります。

続けて御報告させていただきます。資料3-8、オガサワラシジミの生息域外個体群の繁殖途絶についての報告です。

何度か報告させていただいているので複数回聞かれている方もいらっしゃるかもしれませんが、資料3-8の1枚目で説明させていただきます。2枚目以降は報道発表の資料になっておりますので、また御覧いただければと思います。

経過につきまして1つずつ説明します。小笠原の固有種でチョウの一種になりますけれども、オガサワラシジミについて、今年8月下旬に飼育下の全ての個体が死亡し、繁殖が途絶えたということで、東京都とともに報道発表してございます。保護増殖事業として域外保全に取り組んできた種の中で、飼育下個体群が途絶したのは今回が初めてのケースでございました。

本種の生息域外保全については、平成17年に東京都が開始して、多摩動物公園で取組に着手しておりました。ただ、野外の個体群も少ない中で、飼育下での繁殖がなかなか進まなかった状態が続いておりました。平成20年には種の保存法に基づく国内希少種に指定をし、平成21年には保護増殖事業計画を策定。平成29年になって初めて、前年に捕獲された2頭の雌をファウンダーとして、多摩動物公園で1年以上の継続した累代飼育に成功いたしました。以降、飼育下繁殖で順調に個体数も増えてきたところで、昨年10月には、危険分散という意味もあり、環境省の新宿御苑で飼育下繁殖の取組を開始したところでもございました。

その後、経過は割愛しておりますけれども、今年4月になって顕著な有精卵率の低下が見られて、新宿御苑においては7月に飼育下の全個体が死亡し、8月25日には多摩動物公園の飼育下の個体も全て死亡して、多摩動物公園で20世代目に当たる個体が死亡したということになってございます。現時点では繁殖途絶に至った原因は不明でございますけれども、専門家による調査の結果、新宿御苑の個体については、雄の精子量の極端な低下が短期間に観察されたということで、遺伝子の近交弱勢が1つの要因ではないかという指摘がございまして。

飼育下個体群が途絶しまして、野外はどうかというと、まだ完全に野生絶滅をしたということではなくて、平成30年6月を最後に唯一の生息地である母島の個体が確認されていない状況が続いていて、こちらについては引き続き調査を続けることになってございます。

今後の対応について最後に書いてございます。報道発表資料には、石井委員長、保護増殖検討会の大河内座長の談話もついてございますが、これまでの保護増殖事業の内容について、有識者を交えて科学的に検証する、そして生息域外個体群が途絶えた原因について分析を実施するとなっております。また、野外の個体群についてもモニタリングの継続に努め、生息が確認されれば、域外保全をはじめとする保護対策に速やかに取り組む。

それから、このオガサワラシジミの種本体についての危機でもございますが、今回、希少種保全全般に関しての教訓にもなり得る事案だったと思っております。早期の保護増殖事業計画の策定・実施の重要性が再認識されたことを踏まえ、そのほかの絶滅危惧種についても、関係機関と連携しながら、先手、先手で保全対策に取り組む必要があるということを一併認識しているところでございます。今後、年度内にはこの検証業務を具体的に進めます。それから、野外の調査業務についてもなるべく早めに進めていきたいと考えてござ

ございますので、そういった中でひとつまとめていきたいと思っております。

また、最後に少し、オガサワラシジミの話ではありませんが、過去2回の科学委員会でオガサワラカワラヒワのことについて各委員から言及、御意見をいただきまして、かなり危機的な状況であることも我々は認識しております。小笠原に固有に生息しているカワラヒワ、今現在まだ亜種ということになっているかと思いますが、種として独立しているのではないかという論文もございます。オガサワラカワラヒワはかなり個体数が減ってきて、厳しい状況と認識しておりまして、現在、環境省では、年度内に保護増殖事業計画を策定すべく作業を進めているところでございます。また、現地では、保護増殖事業計画の策定を待たずに、森林管理局など関係行政機関と連携をして、具体的な取組を進める方向で調整を始めてございます。具体的には、繁殖地である母島属島でのネズミ駆除等も含めて、対策を早め実施していきたいと考えております。

説明については以上になります。

○石井実座長 どうもありがとうございました。

今回もまた途切れまして、申しわけございません。ミヤコカナヘビほかの保護増殖計画の策定、もう一つはオガサワラシジミの生息域外個体群の繁殖途絶、これに併せて、口頭でしたけれども、オガサワラカワラヒワについても、現在、保護増殖について検討しているということでございました。それでは、委員の皆様から御意見、御質問等あればお受けしたいと思っております。

○吉田正人委員 まず、オガサワラシジミの生息域外個体群の繁殖途絶については非常に残念で、教訓としては、*ex-situ conservation*だけじゃなくて、やはり *in-situ conservation*、生息地における保護というのが非常に重要であると思っております。今後、その母島における野生個体群の調査の継続、モニタリングの継続ということで、何とか種が存続してくれることを願うばかりですけれども、そういったことを考えますと、まだ野生個体群が存続しているものをきちんと守っていくことは重要です。今続いてオガサワラカワラヒワの御説明もいただきました。今年度中に保護増殖事業の策定を進めるということで、それはぜひお願いしたいと思います。

一方で、今年、アジア産のカワラヒワ類の分類が見直されて、亜種だと思われていたオガサワラカワラヒワは独立した種ではないかという論文も出ております。鳥類目録が改訂されないと単独の独立した種にはならないそうですが、そんなことを言っていて手遅れになってしまうとまずいので、論文も出ているのであれば、独立した種としてみなして、そ

の独立した種が根絶しないように対策を進めていくことが必要なのではないかと思います。

○石井実座長 ありがとうございます。

続きまして中村委員、お願いします。

○中村太士委員 ありがとうございます。今回示されたこの3種について、私自身がその生態を分かっているわけではないんですけれども、シマフクロウやタンチョウというどちらかといえば大きな動物種の保護増殖事業に関係した経験から1つ聞きたいのは、これら3種の分布域はある程度分かっているのか。分かっているとすれば、種の分布モデルというのは、今、実用化に至るぐらいにモデルの精度は高いと思うので、例えば今現在いる場所と、過去にいたであろうけれども今いない場所、将来的に分布拡大させ得る可能性がある場所といったような、きちんとした戦略的なものを持たれているのか。その辺の全体の保護増殖事業のプランニングみたいなものを教えていただきたいと思いました。

今回の3種は爬虫類と昆虫ですから、余り関係ないのかもしれませんが、最近、OECMですか、保護区外のところでどうやって保全対策をしていくかというのは国際的にも注目されていると思うんです。環境省として、今後こういった保護増殖事業にOECMをどんな形で使っていくのか、その辺でもし考えがあったら教えてください。

○石井実座長 ありがとうございます。ほかの委員、よろしいですか。

では、今、吉田委員と中村委員から御意見と御質問がありました。川瀬さんのほうからお願いします。

○環境省（川瀬） まず、吉田委員から、オガサワラシジミの関係、それからオガサワラカワラヒワの関係で御意見をいただきました。オガサワラシジミについては、重く受け止めて教訓をきちんと導き出すということ、また、域内でのモニタリングも含めて引き続き取組を進めていきたいと思います。

また、カワラヒワについては、独立した種とみなしてという御意見もございました。形式上はまだ種とみなせていないわけですが、オガサワラシジミに続く2種目が出ることは非常に危機感を持っているところがございますので、我々も現地もそういった認識を持って、対策を強化して進めてまいりたいと思います。

それから、中村委員から御意見いただきました3種についての戦略的なプラン、それから分布域は分かっているかということがございます。分布域については、今現在の生息地、近年の生息地についてはある程度分かっているところがございますので、今現在の生

息域の域内保全を進めるということと、場合によっては近年まで生息が確認された地域での野生復帰も見据えた計画になっているかと思っております。ただ、実際に具体的にアクションプランとして何年にどうするというのは、今現在、立っていないところでございます。

1種ずつ示しますと、ミヤコカナヘビについては、宮古諸島の中の固有種で、過去にはサトウキビ畑で普通に見られた種という記録もございます。ただ、今現在、そういったところにはいない、あるいは過去に広く分布していろいろなところで見られたのが、かなり限定的になっているというのもございます。まず、こういった環境であればこの種がすむのかというのを解明して、そういった環境を増やしていくという取組が必要なのかなと思います。また一方で、ニホンイタチやクジャクという外来種の問題もございますので、面的にそういった対策を進めていく必要があるかと考えてございます。

フサヒゲルリカミキリとウスイロヒョウモンモドキについては、近年まで中国地方を中心に生息は確認されてございました。ただ、近年まで生息が確認されていて、最近の確認されていない地域がございまして。そういった中で、地域の保全団体が環境整備とかシカ対策などを進めていただいている部分がございます。そういった地域に飼育下個体群で増えた個体を野生復帰させていくというのも、専門家の意見を踏まえながら進めていきたいと思っておりますし、今回の保護増殖事業計画の中では具体的にそこまでは書けてございませんけれども、毎年、連絡協議会なども開いてございますので、地方の中でそういった議論を進めていきたいと考えてございます。

最後、OECMとの関係性でございましてけれども、今回の3種でいえば、実は具体的な国立公園の中とか鳥獣保護区の中ということにはなってございまして、どちらかという和白地のほうが多いぐらいではないかと思っております。種の保存法の中では生息地等保護区があるんですが、それを使うということも当然施策の手段としては頭に入れつつも、さらに地域の中で保護区のように扱っているような地域がこの種についてあるかというのはつぶさに把握できておりません。そういった種があれば、種の保存というものに着目したOECMの活用というのも念頭に置いて施策を進めていきたいと考えております。最後の部分は十分ではないかもしれませんが……。

○中村太士委員 OECMとの関係は、ぜひそういう方向で頑張っていただきたいというのでオーケーです。

最初におっしゃられた地域の方々と一緒にやっていくのは大変重要なことだと思うんで

すけれども、もうちょっと俯瞰的な、生息場の地図化とか、もしくは新たな分散すべき場所をターゲットとして見つけるとか、現在の調査データのみの分布の議論ではなくて、その分布データからモデルを組んで、そのモデルから俯瞰できる生息場のポテンシャルマップみたいなものをつくるのが大事かなと思いました。

○石井実座長 ありがとうございます。そのようなことも踏まえていただければと思います。

成島委員、よろしくをお願いします。

○成島悦雄委員 ありがとうございます。オガサワラシジミについては、私も多摩動物公園に勤務していた時に若干かんでいたので本当に残念ですが、多摩動物公園で20世代目で絶滅したということですね。やはりオガサワラシジミの捕獲というのが大変難しく、ファウンダーの数が物すごく少なかったのではないかと思います。これからの調査にまつられるわけですが、恐らく近親交配の弊害が起きたのかなと思っています。

ミヤコカナヘビも、今は繁殖が順調ですけれども、当初、愛好家の飼っていた20頭を譲り受けて、それから野生から10頭入っていると聞いております。今2園ですけれども、これから増やして飼育下繁殖されていくと思いますが、やはり定期的にファウンダーを入れていくことが、健全な飼育下個体群をつくる上で重要だと思います。今回のオガサワラシジミの例を十分反省して、そういってもなかなか野外から捕獲するのは難しいことあるかと思いますが、いかに生きて遺伝的な多様性が保てるかを考えながらファウンダーを入れていくということを、ぜひ計画の中に入れていただきたいと思います。

○石井実座長 ありがとうございます。先ほど吉田委員からもありましたけれども、やはり野生個体群があるうちにやったほうがいいということですね。オガサワラシジミの場合は、もう母島でも見つからなくなっていたということもあって、大変御苦労されたのではないかと思います。

事務局、何かございますか。

○環境省（川瀬） 特に、大丈夫です。

○石井実座長 ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。

なければ、今回、予定より15分ほどオーバーしてしまいましたが、以上で終了です。

委員の皆さん、全体を通してでも結構ですし、ほかでもいいですけれども、何か御意見等ございますでしょうか。

特になければ、以上で進行を事務局に返したいと思います。よろしくをお願いします。

○環境省（武藤） 石井座長、これまでの議事進行、誠にありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、多くの御意見等いただきまして、誠にありがとうございました。途中トラブルが多く、御迷惑をおかけしまして、大変申し訳ありませんでした。

閉会に当たりまして、野生生物課長の中尾より御挨拶を申し上げたいと思います。

○環境省（中尾） 石井座長、そして委員の皆様、長時間にわたる御審議、どうもありがとうございました。本日は、国内希少野生動植物種の選定及び国際希少野生動植物種の変更について御審議をいただきました。国内希少野生動植物種の指定につきましては、本日こちらから提案させていただいた39種について、このまま進めていいとお認めをいただきましたので、これまで2014年から年間30種以上指定してきて、2020年までに200種という目標をこれで達成できる見込みとなりました。委員の先生方に改めて御尽力についてお礼申し上げるとともに、希少種の情報の収集、整理、分析を担ってくださった自然環境研究センターの皆様、さまざまな関係者の皆様にも改めてお礼を申し上げたいと思います。

本日の審議の中でも、たくさん指定した上で、指定の有効性について検証し、プロセスも明らかにし、そして解除というのものではないかという御指摘をいただきました。まさにそういうことも今後検討していく必要があります。また、保護増殖事業も、どれを優先的に保護増殖事業計画を策定していくのか、あるいは卒業というのものではないかという検討も進めていく必要があるだろうと考えております。まだまだたくさん先生方から御助言をいただかなくてはいけないことがございますので、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

では、短いですが、閉会の言葉とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○環境省（武藤） それでは、以上をもちまして令和2年度希少野生動植物種専門家科学委員会を閉会といたします。皆様、どうもありがとうございました。